

お知らせします
準要保護の申請について

教育総務課

内線346

健康の森の休園日について

みのかも健康の森の5月の休園日は次のとおりです。

休園日 5月8日(月)、9日(火)、10日(水)
以降毎週水曜日

*5月3日(水)は祝日のため開園します

農務課 内線332

この制度は、経済的な理由から小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などの一部を援助するものです。

◇対象

- ①生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる世帯
- ②その他特別な経済的事情のある世帯

※詳しくは、お子さんが通学してみえる小中学校、または教育総務課へ

ふれあいホールで 楽しく、健康的に

総合福祉会館では、高齢者の健康促進を目的に、楽しい教室を開催しています。気軽に参加してください。

◇ところ 総合福祉会館
◇対象 60歳以上の人

総合福祉会館 28・6111

■ヨーガ教室

呼吸に合わせてゆっくり体を動かし、心と体をリラックスさせます。

◇とき
4月24日(月)

■音楽の広場

歌を歌ったり楽器を演奏したりして、音のある楽しい時間を過ごします。

◇とき
5月2日(火)

■太極拳教室

呼吸に合わせて緩やかに動くことで、足腰を鍛えバランス感覚を養いましょう。

◇とき
5月10日(水)

*いずれも午後1時30分から2時30分まで

平成18年度 軽自動車税の減免申請を受け付けます

税務課 内線212

4月1日現在、身体に障がいのある人などが所有している軽自動車などで一定の要件に該当するものについて、軽自動車税を減免します。対象となる人は、毎年手続きが必要です。

◇申請期間 4月20日(木)～5月24日(水)

◇申請場所 税務課収納税制係(市役所西館1階)

◇対象者

- ①身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、通院医療費の公費負担を受けている人
- ③療育手帳の交付を受けている人

*障がいの程度によっては、対象にならない場合があります

◇減免台数 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車のうち1台

◇申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか
- ②運転免許証
- ③車検証
- ④生計同一証明書(運転する人が身体障がい者本人でない場合)
- ⑤常時介護証明書(運転する人が身体に障がいのある人のみで構成される世帯を常時介護している場合)
- ⑥印鑑

*④、⑤については、福祉事務所長などの証明になります

◇減免を受けられる軽自動車など

身体障がいなどの状況	所 有 者	運 転 者	使 用 目 的
18歳以上の身体障がい者 戦傷病者	身体障がい者など本人	身体障がい者など本人	専ら日常生活に使用
同 上	身体障がい者など本人	生計を一にする人 または 常時介護する人	身体障がい者などが、専ら自動車を日常の生活手段として通学、通院、通所または生業のために使用
18歳未満の身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	身体障がい者など本人 または 生計を一にする人		